

国立長寿医療研究センターと日本福祉大学との連携及び協力に関する協定書

国立長寿医療研究センター(以下「甲」という。)と日本福祉大学(以下「乙」という。)は、次のとおり連携及び協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が長寿社会におけるあらゆる人々の生活の質・ウェルビーイングの向上を目指して、次条に規定する連携及び協力を互恵の精神に基づき効果的に推進することにより、現代社会における課題解決に向けた研究の推進、これらを支える人財の育成及び地域イノベーションの推進、新たな価値の創出に寄与することを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携及び協力をする。

- 共同研究の推進及び社会実装
- 人事交流及びイノベーション人財の育成
- その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

(連携会議)

第3条 甲及び乙は、前条の連携及び協力事項を円滑に実施するため、連携会議を設ける。
2 連携会議の構成及び運営については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

(実施内容)

第4条 連携及び協力事項の具体的な実施内容は、連携会議において協議の上、決定する。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、連携及び協力事項の推進にあたり、相手方に提供する情報について、秘密とする取扱いを求めるときは、協議の上、別途秘密保持契約を締結するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(確認事項)

第7条 本協定は法的拘束力を有しない。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に係る疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年6月22日

甲 愛知県大府市森岡町7丁目430番地
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
理事長

荒井秀典

乙 愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前35-6
日本福祉大学
学長

原田正樹